

平成 30 年北海道胆振東部地震にかかる全保協被災地支援募金事業 実 施 要 綱

1. 目 的

本事業は、名称を「平成 30 年北海道胆振東部地震にかかる全保協被災地支援募金事業」（以下、「募金事業」という）とし、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

募金事業の実施主体は、社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会（以下、「全保協」という）とする。

3. 募金の期間

募金の期間は、平成 30 年 10 月 24 日から平成 30 年 12 月 31 日までとする。ただし、状況に応じ延長することができるものとする。

4. 募金の管理

募金は専用の口座を開設して管理することとする。なお、管理は全保協の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

5. 募金の使途

募金は被災地域の保育所等ならびに保育組織、および被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育所等の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育所等が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動および保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または全保協が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 全保協が直接実施する事業費、振込み手数料等の事務に関わる経費
ただし、募金総額の 5%以下とする。
- (5) その他、全保協が必要と認めた事業に要する費用

6. 募金の配分先

募金の配分先は原則として次のとおりとする。

- (1) 平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震によって激甚災害の指定を受けた地域のうち、平成 30 年 9 月 6 日から平成 30 年 12 月 31 日までの期間において、被害を受けた保育所等が所在する都道府県・指定都市等の保育組織

7. 募金の配分決定等

募金の配分は、全保協常任協議員会において決定する。

8. 事業の終了

全保協は、平成 31 年 3 月 31 日までに本募金事業を終了し、募金の全額を清算する。

9. その他

本要綱に定めのない事項については、全保協常任協議員会で協議し決定する。

平成 30 年 10 月 23 日

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会 長 万 田 康